



団体
訴権への展開

KC'sが特定適格消費者団体の 認定を受けました

NPO法人消費者支援機構関西(KC's)

私たち、特定非営利活動法人消費者支援機構関西（略称：KC's）は、本年6月21日、内閣総理大臣から「特定適格消費者団体」に認定されました。同日、消費者庁で、松本純内閣府特命担当大臣（当時）から、岡村和美消費者庁長官同席のもと、KC'sの片山登志子副理事長に認定証が渡されました。私たちKC'sは、消費者が被った集団的被害の賠償を訴訟で求める権限を付与されたのです。消費者にとって、長年の念願であったこの権限を、私たちは大切に、でも積極的に活用して、社会に根付かせていく所存です。

「特定」認定を受けた適格消費者団体は、東京の消費者機構日本（略称：COJ）に続いてKC'sで2団体目になります。集団的消費者被害の回復を認める消費者裁判特例法が成立したのは、2013年12月でした。施行は、それから3年後の2016年10月1日です。一方、KC'sが適格消費者団体としての認定を受けたのは、2007年8月です。KC'sは、適格認定を受けて、消費者契約法や特定商取引法、景品表示法に反する事業者の契約条項や勧誘行為の差止めを、事業者との交渉や、時に裁判を通して行ってきました。その間にも、差止請求に関する情報が被害を受けた消費者から寄せられることがありました。もっとも、適格消費者団体には差止めに関する権限だけしかないので、当該消費者の被害の回復を図ることはできませんでした。消費者被害の救済と防止とは、公正な市場を実現するための、両翼です。集団的消費者被害の回復を適切で効果的に活用する土台として、私たちKC'sには10年を超える差止請求に関する裁判と裁判外交渉の経験があります。集団的消費者被害の回復のための第一段階目として共通義務確認訴訟を行わねばなりません。これは事業者の行為の違法性を判断する手続きです。それは、差止請求訴訟で事業者の行為が法律に違反していることを主張することと共通の法的な枠組みを有しています。

KC'sは、特定認定を受けて、法律の専門家や相談員、消費者団体の方からなる被害回復検討委員会を設置して、具体的な案件の検討を始めています。また、被害者である消費者の皆さんに、被害回復の手続きに参加してもらうための（受任のための）通知文書などについて、具体的な準備を行っています。もっとも、ともかくもわが国で初めての制度です。また、残念ながら、まだ特定適格消費者団体という仕組みも、私たちKC'sという団体も、社会に十分に浸透しているとは言えません。「制度を根付かせる」ためにも、訴訟を行うことはもちろんであるとして、社会に向けた積極的な情報発信が不可欠であると認識しています。